

徳島県教育委員会のコンプライアンス推進体制等に関する要綱等 の一部改正について

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

1 要綱等改正の理由

今年度から、教育委員会事務局の組織変更により、教育委員会事務局文化の森統括本部長の職が廃止となり、教育委員会事務局文化の森振興本部長が新設されたことに対応する必要がある。

2 改正の内容

- ①別表1及び別表2の職名
- ②コンプライアンス推進体制〈参考〉の職名

3 改正する要綱等

- ① 徳島県教育委員会のコンプライアンス推進体制等に関する要綱
- ② コンプライアンス推進体制 〈参考〉

4 施行期日

平成25年4月1日

徳島県教育委員会のコンプライアンス推進体制等に関する要綱（新旧対照表）

（改正部分はアンダーライン箇所）

新		旧	
別表 1（第3条関係）		別表 1（第3条関係）	
本部員	<u>文化の森振興本部長</u>	本部員	<u>文化の森統括本部長</u>
別表 2（第5条関係）			
コンプライアンス推進責任者	事務局の課長（これに相当する室長及び <u>文化の森振興本部長</u> を含む）、教育機関の長及び県立学校長	コンプライアンス推進責任者	事務局の課長（これに相当する室長及び <u>文化の森統括本部長</u> を含む）、教育機関の長及び県立学校長

コンプライアンス推進体制（新旧対照表）

新	旧
<u>文化の森振興本部長</u>	<u>文化の森統括本部長</u>

徳島県教育委員会のコンプライアンス推進体制等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県教育委員会コンプライアンス推進本部（以下「推進本部」という。）その他のコンプライアンスを推進するために必要な体制に関する事項等を定めることにより、教育委員会事務局、教育機関及び県立学校の教職員のコンプライアンスに関する取り組みを推進する。

(推進本部の設置)

第2条 徳島県教育委員会のコンプライアンスに関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、推進本部を設置する。

2 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) コンプライアンスに係る総合調整に関すること。

(2) コンプライアンスに係る取り組みの総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。

(3) その他推進本部が必要と認める事務に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は、教育長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、副教育長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進本部の会議)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長が不在のとき又は本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長に会議の開催を要請することができる。

4 本部長が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の参加を求めることができる。

(推進体制)

第5条 推進本部の方針の下、コンプライアンスを推進するための体制として、コンプライアンス推進総括責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進員（以下「総括責任者等」という。）を置き、コンプライアンス意識の醸成を図る。

2 総括責任者等は、別表2に掲げる者とする。

(総括責任者等の役割)

第6条 総括責任者等の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) コンプライアンス推進総括責任者は、コンプライアンスに関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、コンプライアンスの推進の統括に当たる。

また、コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取り組みが必要となる場合においては、適宜コンプライアンス推進責任者による会議を開催し、意思の統一を図り、その内容を推進本部に報告する。

(2) コンプライアンス推進責任者は、所属の責任者として、所属教職員のコンプライアンス意識の醸成に努め、自ら率先して模範を示すとともに、教職員一人ひとりの行動に意を配るほか、所属で生じうるコンプライアンスリスクを念頭に置いて、所属内での情報共有を図る。

また、コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取り組みが必要となる事案等が発生した場合は、コンプライアンス推進総括責任者にその内容を報告する。

(3) コンプライアンス推進員は、所属の教職員が日常的に法令等を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス推進責任者の方針の下、教職員の啓発活動の実践に当たるとともに、所属におけるコンプライアンスに関する取り組みの牽引役としての役割を担う。

(事務局)

第7条 推進体制等に関する事務は、コンプライアンス推進室で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進体制等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

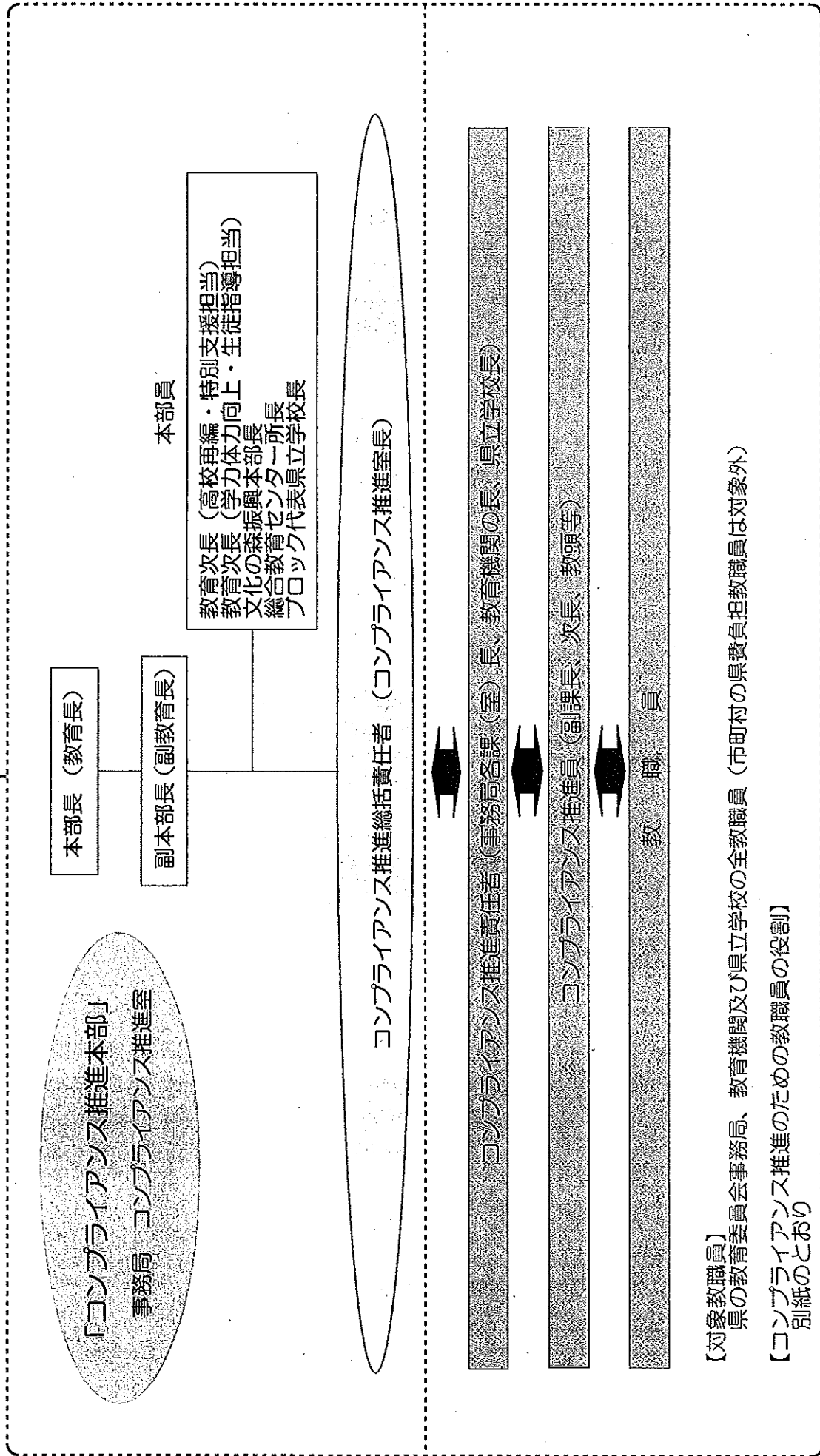
本部長	教育長
副本部長	副教育長
本部員	教育次長（高校再編・特別支援担当）
本部員	教育次長（学力体力向上・生徒指導担当）
本部員	文化の森振興本部長
本部員	総合教育センター所長
本部員	徳島県高等学校長協会中部ブロック会長
本部員	徳島県高等学校長協会南部ブロック会長
本部員	徳島県高等学校長協会西部ブロック会長

別表2（第5条関係）

コンプライアンス推進総括責任者	コンプライアンス推進室長
コンプライアンス推進責任者	事務局の課長（これに相当する室長及び文化の森振興本部長を含む。）、教育機関の長及び県立学校長
コンプライアンス推進員	事務局の副課長（副課長が置かれていないときは、当該所属の長が指定する職員）、教育機関の長の補佐職（補佐職が2人以上置かれているときは、当該所属の長が指定する補佐職）及び県立学校の長が指定する副校長又は教頭

コンプライアンス推進体制

<参考>



(別紙)

コンプライアンス推進のための教職員の役割

- 1 本部長（教育長）
徳島県教育委員会コンプライアンス推進本部（以下、「推進本部」という。）の本部長として、コンプライアンスに関する取組を総合的かつ計画的に推進する。
- 2 副本部長（副教育長）
推進本部の副本部長として、本部長を補佐する。
- 3 コンプライアンス推進総括責任者（コンプライアンス推進室長）
コンプライアンスに関する取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、コンプライアンス推進総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、コンプライアンス推進の統括に当たる。
また、コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取組が必要となる場合においては、適宜コンプライアンス推進責任者による会議を開催し、意思の統一を図り、その内容を推進本部に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者（事務局各課（室）長、教育機関の長、県立学校長）
所属の責任者として、所属教職員のコンプライアンス意識の醸成に努め、自ら率先して模範を示すとともに、教職員一人ひとりの行動に意を配る。
所属で生じうるコンプライアンスリスクを念頭に置いて、所属内での情報共有を図る。
コンプライアンス推進員を1名指名し、所属におけるコンプライアンス実践の推進に当たらせる。
コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取組が必要となる事案等が発生した場合は、その内容を総括責任者に報告する。
- 5 コンプライアンス推進員（事務局：副課長等、教育機関：次長等、県立学校：教頭等）
コンプライアンス推進員は、所属の教職員が日常的に法令等に遵守した行動をとるよう、コンプライアンス推進責任者の方針の下に、教職員の啓発活動の実践に当たるとともに、所属におけるコンプライアンスに関する取組の牽引役としての役割を担う。
- 6 教職員
教職員は、常に法令等を遵守して行動するとともに、自分の判断や行動、姿勢を定期的に再確認しなければならない。
また、受け身の姿勢ではなく、職場内でコンプライアンスに関して進んで議論するなど、自分自身の問題として意識を深めていかなければならない。

教職員等からの通報の処理等に関する要綱の一部改正について

徳島県教育委員会コンプライアンス推進室

1 要綱改正の理由

- ① 要綱の第6条（通報の受付・受理）に関する条文の文言の指す意味が不明瞭であるので、誤解を生じることのない条文への変更が必要である。
- ② 知事部局の要綱と文言が異なる部分があるので、修正が必要である。

2 改正の内容

① 要綱の第6条

通報を受けた後の処理の区分について、まず受付又は受付外の2区分とし、さらに受付としたものを受理又は不受理の2区分とする。

改正後		改正前
(第6条第3項)	(第6条第4項)	(第6条第3項)
一 受付とするもの	一 受理とするもの	一 通報として受理するもの
	二 不受理とするもの	二 受付はするが通報として <u>受理しないもの</u>
二 受付外とするもの		三 <u>不受理</u>

- ② その他の部分は、新旧対照表参照

3 施行期日

平成25年4月1日

教職員等からの通報の処理等に関する要綱 (新旧対照表)

(下線部が変更部分)

教職員等からの通報の処理等に関する要綱 (教育委員会)	教職員等からの通報の処理に関する要綱 (知事部局)
<p>改訂後</p>	<p>改正前</p>
<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の規定に基づく教職員等が行う徳島県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対する公益通報その他の通報を適切に処理するために必要な事項等を定め、通報者の保護を図るとともに、教職員の法令遵守等を推進することを目的とする。</p> <p>(定義) 第1条の2 この要綱において「事務局等」とは、<u>徳島県教育委員会事務局、県立教育機関及び県立学校</u>をいう。 2 この要綱において、「教職員」とは、「事務局等」に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職の者をいう。 3 この要綱において、「コンプライアンス推進室長等」とは、<u>コンプライアンス推進室長及びコンプライアンス推進室に属する教職員</u>をいう。</p> <p>(通報者の範囲) 第2条 この要綱の対象となる通報(以下「通報」という。)ができる者(以下「通報者」という。)は、次のとおりとする。 一 <u>事務局等の教職員</u></p>	<p>(趣旨) 第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の規定に基づく徳島県教育委員会事務局、教育機関及び県立学校(以下「事務局等」という。)の教職員等が行う教育委員会に対する公益通報その他の通報を適切に処理するために必要な事項等を定め、通報者の保護を図るとともに、教職員の法令遵守(コンプライアンス)を推進することを目的とする。</p> <p>(定義) 第1条の2 この要綱において「県」とは、知事部局、労働委員会事務局及び収用委員会事務局をいう。 2 この要綱において、「県の職員」とは、「県」に属する地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職の者をいう。 3 この要綱において、「監察局長等」とは、<u>監察局長、監察局次長及び監察課に属する県の職員</u>をいう。</p> <p>(通報者の範囲) 第2条 この要綱の対象となる通報(以下「通報」という。)ができる者(以下「通報者」という。)は、次のとおりとする。 一 <u>県の職員</u></p>

- 二 知事との契約に基づいて事務局等の事業に従事する労働者
 三 県立学校の児童生徒及びその保護者
 四 県民等

(通報対象事実等)

第3条 通報は、事務局等若しくはその事業又は事務局等の教職員若しくはその行為について、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- 一 法令(条例、規則及び訓令を含む。)違反又はこれに至るおそれのあるもの
 二 県民の生命又は健康に重大な損害を与えるおそれのあるもの

- 三 職務外の非行や信用失墜行為
 四 その他県民全体の利益等公益に反するおそれのあるもの

2 通報は、事務局等の教職員の志気と組織の健全性の確保の観点から、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって行ってはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員自らの人事上の処遇、給与その他の勤務条件に関する事案については、通報をすることがない。

(通報の受付窓口)

第4条 通報者からの通報を受け付ける窓口及び相談窓口(以下「通報窓口」という。)として、コンプライアンス推進室に設ける通報窓口及び通報等外部相談員(以下「外部相談員」という。)による外部通報窓口を設置する。

(通報等の方法)

- 第5条 通報窓口への通報は、原則として電子メール又は封書により行うものとする。
 2 コンプライアンス推進室への通報については、電子メールによる場合は、教育委員

- 二 知事との契約に基づいて事務局等の事業に従事する労働者
 三 県民等

(通報対象事実等)

第3条 通報は、事務局等若しくはその事業又は事務局等の教職員若しくはその行為について、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- 一 法令(条例、規則及び訓令を含む。)違反又はこれに至るおそれのあるもの
 二 県民の生命又は健康に重大な損害を与えるおそれのあるもの

- 三 職務外の非行や信用失墜行為
 四 その他県民全体の利益等公益に反するおそれのあるもの

2 通報は、事務局等の教職員の志気と組織の健全性の確保の観点から、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって行ってはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員自らの人事上の処遇、給与その他の勤務条件に関する事案については、通報をすることがない。

(通報の受付窓口)

第4条 通報者からの通報の受付及び相談に関する窓口(以下「通報窓口」という。)として、コンプライアンス推進室に設ける内部通報窓口及び外部相談員による外部通報窓口を設置する。

(通報等の方法)

- 第5条 通報窓口への通報は、原則として電子メール又は封書により行うものとする。
 2 コンプライアンス推進室への通報については、封書の場合は、あて先を「コンプラ

- 二 知事との契約に基づいて県の事業に従事する労働者
 三 県民等

(通報対象事実等)

第3条 通報は、県若しくはその事業又は知事及び県の職員若しくはそれらの行為について、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- 一 法令(条例、規則及び訓令を含む。)違反又はこれに至るおそれのあるもの
 二 県民の生命又は健康に重大な損害を与えるおそれのあるもの
 三 行政事務処理等における不適切な行為
 四 職務外の非行や信用失墜行為
 五 その他県民全体の利益等公益に反するおそれのあるもの

2 通報は、県の職員の志気と組織の健全性の確保の観点から、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって行ってはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、職員自らの人事上の処遇、給与その他の勤務条件に関する事案については、通報をすることがない。

(通報の受付窓口)

第4条 通報者からの通報を受け付ける窓口及び相談窓口(以下「通報窓口」という。)として、監察局に設ける通報窓口及び通報等外部相談員(以下「外部相談員」という。)による外部通報窓口を設置する。

(通報の方法)

- 第5条 通報窓口への通報は、原則として電子メール又は封書により行うものとする。
 2 監察局への通報については、電子メールによる場合は、徳島県のホームページ上に

金のホームページ上に設ける専用のサイトに電子メールを送信する方法により、封書の場合は、あて先を「コンプライアンス推進室長（公益通報）」とし、「親展」と記載した上で郵送するものとする。

- 3 通報は、原則として実名により行うものとする。ただし、確実な資料等がある場合は、匿名で行うことを妨げない。

(通報の受付・受理)

第6条 コンプライアンス推進室に設ける通報窓口には、コンプライアンス推進室長等が受ける。また、外部通報窓口には、外部相談員が通報を受ける。その際、通報者に対して、通報したこと及び通報者の秘密が保持されないことを説明する。

- 2 コンプライアンス推進室長等及び外部相談員は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先及び通報の内容となる事実を把握する。

- 3 コンプライアンス推進室長及び外部相談員は、通報等を受けた場合は、通報の内容等により、次の区分により、受付又は受付外の決定を行う。

一 受付とするもの

通報内容から、通報者の保護を図るとともに、事実確認及び調査を行う必要があるもの

二 受付外とするもの

事務局等以外の機関の事案であるもの

イアンス推進室（公益通報）」とし、「親展」と記載した上で郵送するものとする。

- 3 通報は、原則として実名で行うものとする。ただし、確実な資料等がある場合は、匿名で行うことを妨げない。

(通報の受付・受理)

第6条 通報者からの通報があった場合は、内部通報窓口においては、コンプライアンス推進室職員（以下「内部通報窓口職員」という。）が受け付けるとともに、外部通報窓口においては、外部相談員が通報を受け付ける。

その際、通報者に対して、通報したことに対する不利益な取扱いがないこと及び通報者の秘密が保持されることを説明する。

- 2 内部通報窓口職員及び外部相談員は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先及び通報の内容となる事実を把握する。

- 3 コンプライアンス推進室長並びに外部相談員は、通報等を受けた場合は、通報の内容等により、次の区分し、受理・不受理の決定を行う。

一 通報として受理するもの

通報内容から、通報者の保護を図るとともに、事実確認及び必要な調査を行い、その結果に基づき改善指導等を行う必要があるもの

二 受付はするが通報としては受理しないもの

教育行政の業務に対する意見や苦情など、県民からの意見等として処理するもの

三 不受理

通報があったものの、他の機関の事案であるものや、通報内容に具体性がなく、

設ける専用のサイトに電子メールを送信する方法により、また、封書の場合は、あて先を「監察統括監（公益通報）」とし、「親展」と記載した上で郵送するものとする。

- 3 通報は、原則として実名により行うものとする。ただし、確実な資料等がある場合は、匿名により行うことを妨げない。

(通報の受付・受理)

第6条 監察局に設ける通報窓口に通報があった場合は、監察統括監及び監察局長等が受け付ける。また、外部通報窓口に通報があった場合には、外部相談員が通報を受け付ける。その際、通報者に対して、通報したこと及び通報者の秘密が保持されないことを説明する。

- 2 監察統括監及び監察局長等並びに外部相談員は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先及び通報の内容となる事実を把握する。

- 3 監察統括監及び監察局長（以下「統括監等」という。）並びに外部相談員は、通報を受け付けた場合は、次の区分により、受理・不受理の決定を行う。

一 受理するもの

通報内容から、事実確認及び必要な調査を行い、その結果に基づき改善指導等を行う必要があるもの

二 受理しないもの

・県以外の機関の事案であるもの
・県に対する県民からの提言等として扱

問題点、違法性が不明であるもの、また、
誹謗中傷や不正目的であることが明らか
なもの

口 通報内容に具体性がなく、問題点、
違法性が不明であるもの

ハ 誹謗中傷や不正目的であることが疑
われるもの

ニ コンプライアンス推進室で調査済み
又は人事担当部局において処分（服
務上の措置を含む。）済みのもの

4 コンプライアンス推進室長及び外部相談
員は、通報を受付とした場合は、事実確認
及び必要な調査を行い、その結果に基づき、
次の区分により、受理又は不受理の決定を
行う。

- 一 受理とするもの
- 二 改善指導等を行う必要があるもの
- 三 不受理とするもの

イ 教育行政の業務に対する意見や苦情
など、県民からの意見等として処理す
るもの

ロ 調査の結果、通報事実が確認できな
かったもの

5 コンプライアンス推進室長及び外部相談
員は、通報を受理したときは受理した旨を、
不受理又は受付外としたときは、その旨及
びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通
知するものとする。

(コンプライアンス推進室長等及び外部相談
員の職務)

第7条 コンプライアンス推進室長等は、次
の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 通報の受付及び相談に応じること。
- 二 通報の内容についての事実確認及び必
要な調査を行うこと。
- 三 外部相談員の指示を受け、外部相談員
が受け付けた通報の内容について、事実
確認及び必要な調査を行うこと。
- 四 通報の内容及びその調査結果等につい
て教育長及び教育委員会へ報告すること。

うもの

- ・ 通報内容に具体性がなく、問題点等が
不明であるもの
- ・ 誹謗中傷や不正目的等であることが疑
われるもの
- ・ 監察局において調査済み又は人事担当
部局において処分（職務上の措置を含
む。）済みのもの

4 統括監等及び外部相談員は、通報を受理
したときは受理した旨を、受理しないとき
は受理しない旨及びその理由を、通報者に
対し、遅滞なく通知するものとする。

(監察局長等及び外部相談員の職務)

第7条 監察局長等は、次の各号に掲げる業
務を行うものとする。

- 一 通報の受付及び相談に応じること。
- 二 通報の内容についての事実確認及び必
要な調査を行うこと。
- 三 外部相談員の指示を受け、外部相談員
が受け付けた通報の内容について、事実
確認及び必要な調査を行うこと。
- 四 通報の内容及びその調査結果等につい
て知事へ報告すること。

五 教職員の職務に係る倫理の保持に関する通報の処理状況について徳島県職員倫理審査会へ報告すること。
 2 外部相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 一 通報の受付及び相談に応じること。
 二 通報の内容及び教育委員会へコンプライアンス推進室に指示して行うこと。
 三 通報の内容及びその調査結果等について教育長及び教育委員会へコンプライアンス推進室を経由して報告すること。
 四 教職員の職務に係る倫理の保持に関する通報の処理状況について徳島県職員倫理審査会へコンプライアンス推進室を経由して報告すること。

(秘密保持の徹底等)

第8条 通報及び通報の相談等の処理に従事する教職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。業務に従事しなくなつた後も、同様とする。

2 通報を受けた事案について、特別の利害関係を有する教職員は、当該通報等の処理に従事しないものとする。

(調査の実施等)

第9条 コンプライアンス推進室長等及び外部相談員は、受け付けた通報について、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、通報者の秘密の保持に十分配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で速やかに調査を行う。

五 教職員の職務に係る倫理の保持に関する通報の処理状況について徳島県職員倫理審査会へ報告すること。
 2 外部相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 一 通報の受付及び相談に応じること。
 二 通報の内容及びコンプライアンス推進室に依頼して行うこと。
 三 通報の内容及びその調査結果等について教育長及び教育委員会へコンプライアンス推進室を経由して報告すること。
 四 教職員の職務に係る倫理の保持に関する通報の処理状況について徳島県職員倫理審査会へコンプライアンス推進室を経由して報告すること。

(秘密保持の徹底等)

第8条 通報及び通報の相談等の処理に従事する職員及び外部相談員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務に従事しなくなつた後も、同様とする。

2 通報等を受けた事案について、特別の利害関係を有する職員及び外部相談員は、当該通報等の処理に従事しないものとする。

(調査の実施等)

第9条 コンプライアンス推進室長及び外部相談員は、受け付けた通報について、調査の必要性を十分に検討するものとする。

2 調査の必要があると認められる場合は、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、通報者の秘密の保持に十分配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で速やかに調査を行う。

3 コンプライアンス推進室長及び外部相談

五 職員の職務に係る倫理の保持に関する通報の処理状況について徳島県職員倫理審査会へ報告すること。
 2 外部相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
 一 通報の受付及び相談に応じること。
 二 通報の内容及びその事実確認及び必要な調査を自ら又は監察局長等に指示して行うこと。
 三 通報の内容及びその調査結果等について知事へ報告すること。

四 職員の職務に係る倫理の保持に関する通報の処理状況について徳島県職員倫理審査会へ報告すること。

(秘密保持の徹底等)

第8条 通報及び通報の相談等の処理に従事する職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。また、業務に従事しなくなつた後も、同様とする。

2 通報を受けた事案について、特別の利害関係を有する職員は、当該通報等の処理に従事しないものとする。

(調査の実施等)

第9条 監察統括監及び監察局長等並びに外部相談員は、受け付けた通報について、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、通報者の秘密の保持に十分配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で速やかに調査を行う。

2 統括監等及び外部相談員は、通報者に対

員は、通報者に対して、必要に応じて調査の進捗状況を報告する。

(調査結果に基づく改善措置等)

第10条 コンプライアンス推進室長及び外部相談員は、通報について調査を行った結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかにその調査結果を教育長に報告する。

2 教育長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要と認めるときは、関係部署若しくは関係教職員に対して、改善その他必要な措置を講じるよう指示を行う。

3 前項の改善指示を受けた関係部署及び関係教職員は、速やかに改善を行うとともに、改善状況を教育長に報告するものとする。
4 教育長は、前項の改善状況等の報告を受けた場合は、その内容を遅滞なくコンプライアンス推進室長に通知するものとする。

(改善措置等の通知)

第11条 コンプライアンス推進室長等及び外部相談員は、前条第1項の報告を受けたときは、その内容を当該通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。前条第4項の通知を受けたときも、同様とする。

員は、通報者に対して、必要に応じて調査の進捗状況を報告する。

(調査結果に基づく改善措置等)

第10条 コンプライアンス推進室長及び外部相談員は、通報について調査を行った結果、通報事実があると認められるときは、速やかにその調査結果を教育長に報告する。

2 教育長は、第7条第1項第4号又は第2項第3号の規定による報告を受けた場合は、その調査結果に基づき、関係部署に対し、対応措置等の検討を指示し、必要があること認めるときは、関係部署若しくは関係教職員に対して、改善その他必要な措置を講じるよう改善指示を行う。

3 改善指示を受けた関係部署及び関係教職員は、速やかに改善を行うとともに、改善状況を教育長に報告するものとする。
4 教育長は、前項の改善状況等の報告を受けた場合は、その内容を遅滞なくコンプライアンス推進室長に通知するものとする。

(改善措置等の通知)

第11条 コンプライアンス推進室長等及び外部相談員は、前条の調査結果及び改善措置について、通報対象事実がなかったときは、その旨を、通報対象事実があった改善その他の措置を講じたときはその内容を、当

して、必要に応じて調査の進捗状況を報告する。

(調査結果の報告及び勧告)

第10条 監察統括監及び外部相談員は、通報について調査を行った結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかにその調査結果等を知事に報告する。ただし、通報対象事実があると認められる場合であっても、職員の非違行為の程度が軽微であるものなど監察統括監から知事への報告に代えて、監察局長から所屬長へ調査結果等を通知することができる。

2 監察統括監及び外部相談員は、その調査結果に基づき、法令等に基づく措置その他適正な措置等について、知事に対して勧告を行うことができる。

3 知事は、前2項の規定による報告又は勧告を受けた場合において、改善が必要と認めるときは、関係部署又は関係職員に対して、改善その他必要な措置を講じるよう改善指示を行う。

4 前項の改善指示を受けた関係部署及び関係職員は、速やかに改善を行うとともに、改善状況を知事に報告するものとする。

5 知事は、前項の報告を受けたときは、その内容を遅滞なく第1項の報告を行った監察統括監又は外部相談員に通知するものとする。

(調査結果及び改善状況の通知)

第11条 統括監等及び外部相談員は、前条第1項の報告後、調査結果を当該通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

該通報者に対し、遅滞なく通知するものと
する。

(通報者の保護)

第12条 通報者に関する情報は、非公開と
するとともに、通報者が教職員であつた場
合、通報者は、通報を行ったことにより人
事、給与その他の教職員の勤務条件につい
ていかなる不利益も受けない。

2 コンプライアンス推進室長等は、通報者
に対して、通報又は相談を行ったことを理
由として不利益な取扱い等が行われな
いか、適宜確認するなど、通報者の保護に
努めなければならない。

(公表)

第13条 コンプライアンス推進室長は、四
半期ごとに、通報の件数、通報の内容及び
処理の状況等を公表するものとする。

(教職員の協力義務)

第14条 事務局長等及び外部相談員による事
実確認及び外部相談員は、コンプライ
アンス推進室長等及び外部相談員による事
実確認及び外部相談員は、誠実に協力
しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、通
報者からの通報に関する事項は、別に
定める。

(通報者の保護)

第12条 通報者に関する情報は、非公開と
するとともに、通報者が教職員であつた場
合、通報者は、通報を行ったことにより人
事、給与その他の教職員の勤務条件につい
ていかなる不利益も受けない。

2 コンプライアンス推進室は、通報者に対
して、通報又は相談を行ったことを理由と
して不利益な取扱い等が行われていないか、
適宜確認するなど、通報者の保護に努めな
なければならない。

(公表)

第13条 コンプライアンス推進室は、四半
期ごとに、通報の件数、通報の内容及び処
理の状況等を公表するものとする。

(教職員の協力義務)

第14条 事務局等の教職員は、内部通報窓
口職員及び外部相談員による事実確認及び
外部相談員は、外部相談員は、誠実に協力
しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、通
報者からの通報に関する事項は、別に
定める。

2 前条第5項の通知を受けたときも、また
同様とする。

(通報者の保護)

第12条 通報者に関する情報は、非公開と
するとともに、通報者が職員であつた場合、
通報者は、通報を行ったことにより人事、
給与その他の職員の勤務条件についていか
なる不利益な取扱いも受けない。

2 監察局長等は、通報者に対して、通報又
は相談を行ったことを理由として不利益な
取扱い等が行われなければならぬ。通報者
の保護に努めなければならない。

(公表)

第13条 監察局長は、一定期間ごとに、通
報の件数、通報の内容及び処理の状況等を
公表するものとする。

(職員の協力義務)

第14条 県の職員は、監察統括監及び監察
局長等並びに外部相談員による事実確認及
び外部相談員は、外部相談員は、誠実に協力
しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、通
報者からの通報に関する事項は、別に
定める。

教職員等からの通報の処理等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づく教職員等が行う徳島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する公益通報その他の通報を適切に処理するために必要な事項等を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、教職員の法令遵守等を推進することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において「事務局等」とは、徳島県教育委員会事務局、県立教育機関及び県立学校をいう。

2 この要綱において、「教職員」とは、「事務局等」に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職の者をいう。

3 この要綱において、「コンプライアンス推進室長等」とは、コンプライアンス推進室長及びコンプライアンス推進室に属する教職員をいう。

(通報者の範囲)

第2条 この要綱の対象となる通報（以下「通報」という。）ができる者（以下「通報者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 事務局等の教職員
- 二 知事との契約に基づいて事務局等の事業に従事する労働者
- 三 県立学校の児童生徒及びその保護者
- 四 県民等

(通報対象事実等)

第3条 通報は、事務局等若しくはその事業又は事務局等の教職員若しくはその行為について、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- 一 法令（条例、規則及び訓令を含む。）違反又はこれに至るおそれのあるもの
- 二 県民の生命又は健康に重大な損害を与えるおそれのあるもの
- 三 職務外の非行や信用失墜行為
- 四 その他県民全体の利益等公益に反するおそれのあるもの

2 通報は、事務局等の教職員の志気と組織の健全性の確保の観点から、誹謗中傷、私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によって行ってはならない。

3 第1項の規定にかかわらず、教職員自らの人事上の処遇、給与その他勤務条件に関する事案については、通報をすることができない。

(通報の受付窓口)

第4条 通報者からの通報を受け付ける窓口及び相談窓口（以下「通報窓口」という。）として、コンプライアンス推進室に設ける通報窓口及び通報等外部相談員（以下「外部相談員」という。）による外部通報窓口を設置する。

(通報等の方法)

第5条 通報窓口への通報は、原則として電子メール又は封書により行うものとする。

2 コンプライアンス推進室への通報については、電子メールによる場合は、教育委員会のホームページ上に設ける専用のサイトに電子メールを送信する方法により、封書の場合は、あて先を「コンプライアンス推進室長（公益通報）」とし、「親展」と記載した上で郵送するものとする。

3 通報は、原則として実名により行うものとする。ただし、確実な資料等がある場合は、

匿名で行うことを妨げない。

(通報の受付・受理)

- 第6条 コンプライアンス推進室に設ける通報窓口に通報があった場合には、コンプライアンス推進室長等が受ける。また、外部通報窓口に通報があった場合には、外部相談員が通報を受ける。その際、通報者に対して、通報したことに対する不利益な取扱いがないこと及び通報者の秘密が保持されることを説明する。
- 2 コンプライアンス推進室長等及び外部相談員は、通報者の秘密保持に配慮しつつ、通報者の氏名、連絡先及び通報の内容となる事実を把握する。
 - 3 コンプライアンス推進室長及び外部相談員は、通報等を受けた場合は、通報の内容等により、次の区分により、受付又は受付外の決定を行う。
 - 一 受付とするもの
通報内容から、通報者の保護を図るとともに、事実確認及び調査を行う必要があるもの
 - 二 受付外とするもの
 - イ 事務局等以外の機関の事案であるもの
 - ロ 通報内容に具体性がなく、問題点、違法性が不明であるもの
 - ハ 誹謗中傷や不正目的であることが疑われるもの
 - ニ コンプライアンス推進室で調査済み又は人事担当部局において処分（服務上の措置を含む。）済みのもの
 - 4 コンプライアンス推進室長及び外部相談員は、通報を受付とした場合は、事実確認及び必要な調査を行い、その結果に基づき、次の区分により、受理又は不受理の決定を行う。
 - 一 受理とするもの
改善指導等を行う必要があるもの
 - 二 不受理とするもの
 - イ 教育行政の業務に対する意見や苦情など、県民からの意見等として処理するもの
 - ロ 調査の結果、通報事実が確認できなかったもの
 - 5 コンプライアンス推進室長は、通報を受理したときは受理した旨を、不受理又は受付外としたときは、その旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(コンプライアンス推進室長等及び外部相談員の職務)

- 第7条 コンプライアンス推進室長等は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 通報の受付及び相談に応じること。
 - 二 通報の内容についての事実確認及び必要な調査を行うこと。
 - 三 外部相談員の指示を受け、外部相談員が受け付けた通報の内容について、事実確認及び必要な調査を行うこと。
 - 四 通報の内容及びその調査結果等について教育長及び教育委員会へ報告すること。
 - 五 教職員の職務に係る倫理の保持に関する通報の処理状況について徳島県職員倫理審査会へ報告すること。
- 2 外部相談員は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。
- 一 通報の受付及び相談に応じること。
 - 二 通報の内容についての事実確認及び必要な調査を自ら又はコンプライアンス推進室に指示して行うこと。
 - 三 通報の内容及びその調査結果等について教育長及び教育委員会へコンプライアンス推進室を経由して報告すること。
 - 四 教職員の職務に係る倫理の保持に関する通報の処理状況について徳島県職員倫理審査会へコンプライアンス推進室を経由して報告すること。

(秘密保持の徹底等)

第8条 通報及び通報の相談等の処理に従事する教職員は、職務を遂行する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。業務に従事しなくなった後も、同様とする。

2 通報を受けた事案について、特別の利害関係を有する教職員は、当該通報等の処理に従事しないものとする。

(調査の実施等)

第9条 コンプライアンス推進室長等及び外部相談員は、受け付けた通報について、適正な職務の遂行に支障がある場合を除き、通報者の秘密の保持に十分配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で速やかに調査を行う。

2 コンプライアンス推進室長及び外部相談員は、通報者に対して、必要に応じて調査の進捗状況を報告する。

(調査結果に基づく改善措置等)

第10条 コンプライアンス推進室長及び外部相談員は、通報について調査を行った結果、通報対象事実があると認められるときは、速やかにその調査結果を教育長に報告する。

2 教育長は、前項の規定による報告を受けた場合において、必要と認めるときは、関係部署若しくは関係教職員に対して、改善その他必要な措置を講じるよう指示を行う。

3 前項の改善指示を受けた関係部署及び関係教職員は、速やかに改善を行うとともに、改善状況等を教育長に報告するものとする。

4 教育長は、前項の改善状況等の報告を受けた場合は、その内容を遅滞なくコンプライアンス推進室長に通知するものとする。

(改善措置等の通知)

第11条 コンプライアンス推進室長等及び外部相談員は、前条第1項の報告を受けたときは、その内容を当該通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。前条第4項の通知を受けたときも、同様とする。

(通報者の保護)

第12条 通報者に関する情報は、非公開とするとともに、通報者が教職員であった場合、通報者は、通報を行ったことにより人事、給与その他の教職員の勤務条件についていかなる不利益も受けない。

2 コンプライアンス推進室長等は、通報者に対して、通報又は相談を行ったことを理由として不利益な取扱い等が行われていないか、適宜確認するなど、通報者の保護に努めなければならない。

(公表)

第13条 コンプライアンス推進室長は、四半期ごとに、通報の件数、通報の内容及び処理の状況等を公表するものとする。

(教職員の協力義務)

第14条 事務局等の教職員は、コンプライアンス推進室長等及び外部相談員による事実確認及び必要な調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、通報者からの通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

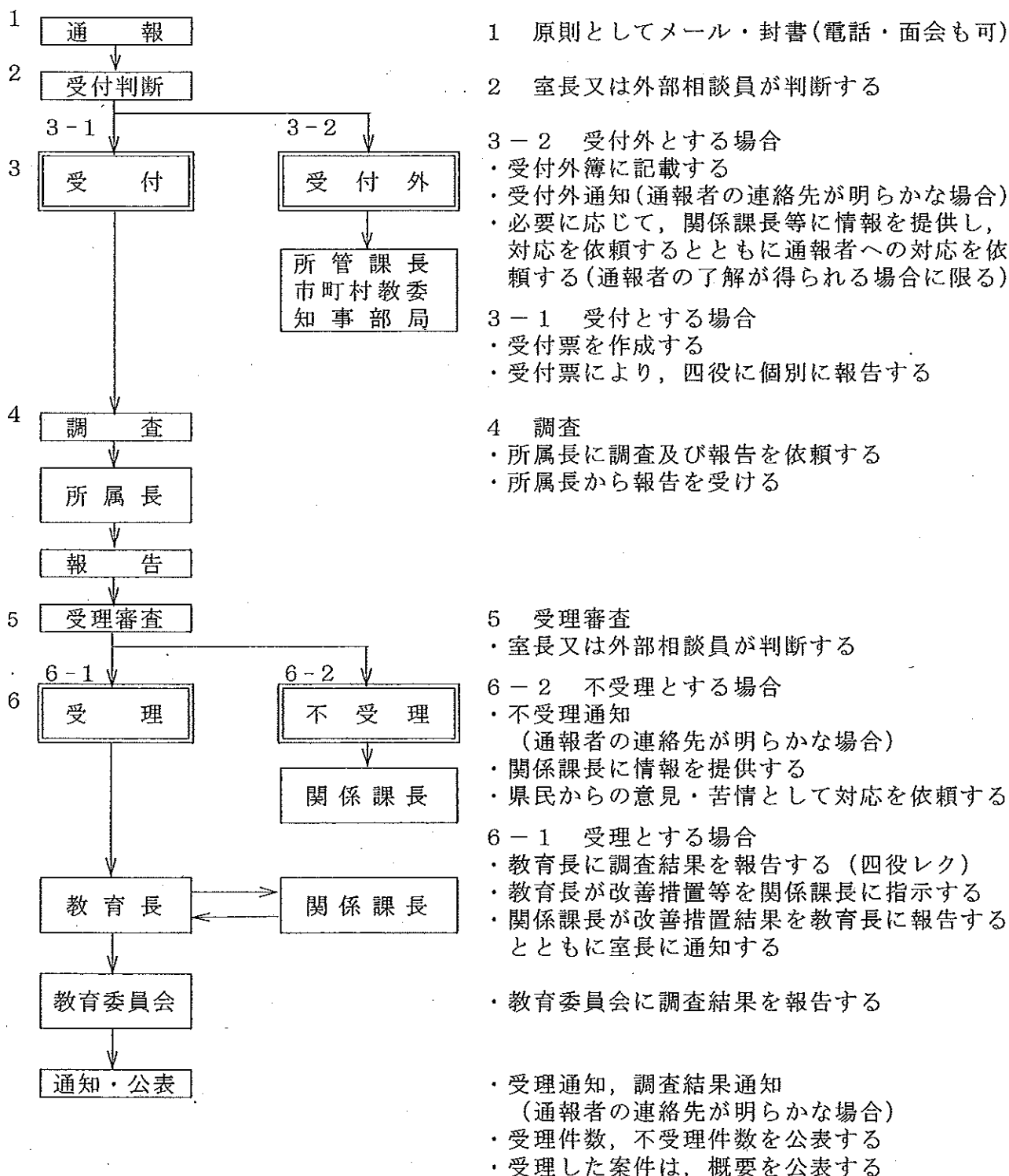
附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

通報処理フローチャート

コンプライアンス推進室

「教職員等からの通報の処理に関する要綱」による



(参考資料) 公益通報における外部相談員(外部相談窓口)について

《設置の理由》

内部通報者を保護する観点と一般県民等が通報する際に客観性・公平性を担保し、一般県民等からも通報しやすい窓口とするためであり、また、専門家(弁護士)に相談、通報したいと考える人にも対応するためである。

国からの『公益通報者保護法の施行に伴う地方公共団体における体制整備について』(H17.7.19付け)通達の中に示された国の通報処理ガイドラインに沿った形で、コンプライアンス推進室以外に、弁護士による外部窓口を2箇所を設置している。

《外部相談員の概要》

教育委員会の2名の外部相談員については、県教育委員会の顧問弁護士として教育行政に精通している方と、県の他の部局の外部相談員を兼ねており、公益通報制度そのものに精通している方2名に委託している。

- 豊永寛二 弁護士(教育委員会の顧問弁護士で、教育関係に精通)
- 笹谷正廣 弁護士(他の部局の通報窓口を担当し、公益通報制度に精通)

《実績等》

年 度	通 報 数	処理数
平成21年度	3件(豊永弁護士1件, 笹谷弁護士2件)	0件
平成22年度	1件(豊永弁護士1件, 笹谷弁護士0件)	0件
平成23年度	0件(豊永弁護士0件, 笹谷弁護士0件)	0件
平成24年度	3件(豊永弁護士1件, 笹谷弁護士2件)	0件
計	7件(豊永弁護士3件, 笹谷弁護士4件)	0件

※23年度の0件は笹谷弁護士に1件あったが、同様のメールがコンプライアンス推進室にも届き、推進室の受付とした。

※24年度までの4年間で、外部相談員が処理した案件はない。

